

(5)老朽化における取り組み

① 直轄国道における橋梁点検内容

～損傷の早期発見に向けた取り組み～

同じ橋に対して次の点検を組み合わせ実施し、損傷の早期発見に努めていくとともに、「見過ごし」がないよう技術力の向上に努めていきます。

①日常点検・保守

日々の道路巡回（パトロールカー内からの目視点検）により、伸縮装置部からの異音、路面の段差、部材の破断などの異常がないか把握し、適宜の措置を実施します。

②定期点検

供用後2年以内に初回点検を、2回目以降は5年に1回の頻度で、全部材に近接目視を基本とした点検を実施します。

③特定点検

●第三者被害予防措置点検（第三者点検）

コンクリート部材の一部が落下して第三者に与える被害を予防することを目的に、2～3年毎に、打音検査、浮いているコンクリートの叩き落としを実施します。

●塩害に関する特定点検（塩害点検）

塩害地域の橋梁を対象に、コンクリート中の塩化物イオン量の調査等を10年毎に実施します。

④異常時点検

地震、台風、集中豪雨、豪雪等の災害時や、橋梁に予期していなかった異常が発見された場合などに、各々の事象に特化した点検を実施します。



パトロール車による道路巡回



橋梁点検車による定期点検